

平野区人権啓発推進員制度実施要綱

(趣旨)

第1条 平野区における大阪市人権啓発推進員制度の実施については、大阪市人権啓発推進員制度実施要綱（平成30年3月16日市民局理事決裁。以下「市要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(区長が必要と認める委嘱業務)

第2条 市要綱第2条第3号の規定による業務は、次のとおりとする。

- (1) 平野区が実施する研修会への参加
- (2) その他区長がその都度必要と認める業務

(人権啓発推進員の定数)

第3条 平野区における大阪市人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の定数は、概ね校区（概ね小学校区の範囲を基本とする地域をいう。）単位に2名以上とする。

(推進員の選考方法)

第4条 推進員の選考は、地域の団体から推薦を受けた者で区長が選定する。又はその他区長が適当と認める方法により区長が選定する。

(推進員連絡会)

第5条 推進員による委嘱業務の円滑かつ効果的な遂行を図るため、平野区人権啓発推進員連絡会（以下「連絡会」という。）を開催する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による推進員の選考は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 平成30年10月1日一部改正